

# 青森県報

第二千四百二十四号

平成十七年  
一月五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(健康福祉課) ……
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……
生活保護法による施術者の指定……………	(同) ……
救急病院の廃止……………	(医療業務課) ……
救急病院の設置……………	(同) ……
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) ……
結核予防法による医療機関の指定……………	(同) ……
結核予防補助金の基準……………	(同) ……
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(経理課) ……
公 告	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(漁港漁場整備備課) ……
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……
県有地の売却に係る一般競争入札……………	(経理課) ……
選挙管理委員会	
海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………	(事務局) ……

## 告

## 示

### 青森県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	施設の種類	変更年月日
変更前	医療法人柏葉会 白取医院	青森市大字高田字川瀬三九三	介護療養型医療施設	平成二六・二・一五
変更後		青森市大字高田字川瀬二九四の九		

### 青森県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		
小泊村	北津軽郡小泊村字小泊二八二	小泊村在宅介護支援センター	北津軽郡小泊村字朝間一の二五	平成二七・一・一

### 青森県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
加藤 克志	青森市青葉三丁目 二の一八	あおば接骨院	青森市青葉三丁目 二の一八	平成 一六・二・一六

青森県告示第四号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八

青森県告示第五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	平成十九年十二月三十一日

青森県告示第六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年月日
村上内科胃腸科医院	青森市栄町二丁目二の一	平成一六・一〇・三

青森県告示第七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
村上内科胃腸科医院	青森市栄町二丁目二の一	平成一六・二・一〇

青森県告示第八号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）第二条第一項の規定により平成十六年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 七十五円に保健所でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百五十円に医療機関（保健所を除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 九十円に保健所で七〇ミリメートルカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 四百七十二円に医療機関で七〇ミリメートルカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
五 百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
六 四百九十九円に医療機関で一〇〇ミリメートルカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
七 二百六十七円に保健所で精密検査（事後措置としての精密検査を含む。以下同じ。）を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号。以下「規則」という。）第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合にあっては百六十五円に保健所で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
八 六千三百三十六円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、規則第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合にあっては四千九百五十円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額、やむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合にあっては千六百九十五円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

青森県告示第九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「 八甲田農業協同組合十和田湖支店	上北郡十和田湖町大字奥瀬	を
「 八甲田農業協同組合十和田湖支店	十和田市大字奥瀬	に改める。

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県沿岸漁港沖波調査業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県農林水産部漁港漁場整備課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年十一月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

財団法人漁港漁場漁村技術研究所

東京都千代田区内神田一丁目一四の一〇

六 契約金額

四千四百五十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡平賀町大字吹上字平岡九五の二及び九五の三 上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田一の五 四から一の五六まで	南津軽郡平賀町大字高畑字前田一九の五 有限会社藤十石油店 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附四七五六ヶ所村長

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年一月五日

一 一般競争入札に付する事項次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
十和田市西二番町二三の一	宅地	五〇四・九三平方メートル

二 予定価格

千六百二十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

十和田市西二番町二三の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
十和田市西二番町二〇の二二

青森県十和田合同庁舎 二階C会議室

2 日時

平成十七年一月二十一日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件については、平成十七年一月十四日午前十一時から、十和田市西二番町二
- 三の一において現場説明を行う。

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

平成十六年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年一月五日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、一五九人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、四五八人

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭